

閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

平成30年第1回臨時市議会提出議案

(予算書を除く。)

藤井寺市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市国民健康保険条例の一部改正）	1
2	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）	3
3	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）	5
4	専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）	7
5	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度藤井寺市一般会計補正予算（第7号））	14
6	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第6号））	15
(議 案)		
28	工事請負契約の変更について	16
29	藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	17

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市国民健康保険条例の一部改正）

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月17日提出

藤井寺市長 國下 和男

藤井寺市条例第13号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第2号ウ㊦中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号」を「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号ハからヌまで及び附則第7条第2号又は第3号」に改め、同号エ中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号」を「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及び附則第7条第2号又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

報告第2号

専決処分承認を求めることについて（藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月17日提出

藤井寺市長 國下 和男

藤井寺市条例第14号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項本文中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

第7条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第18条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第48条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第61条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第61条の10第5項及び第61条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第63条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「同じ。）の事業」を「同じ。）の事業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

報告第3号

専決処分承認を求めることについて（藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月17日提出

藤井寺市長 國下 和男

藤井寺市条例第15号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）

市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月17日提出

藤井寺市長 國下 和男

藤井寺市条例第16号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第44条第3項」を「第44条第5項」に、「第47条」を「第47条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第14条第1項中「によって」を「により」に改める。

第17条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第27条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第43条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第43条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第43条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第44条第7項中「第47条第2項」を「第47条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第47条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第45条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第47条に次の2項を加える。

5 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第45条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、

第1号に掲げる期間に限る。) 」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。第53条中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

附則第2条の2第1項中「第44条第3項」を「第44条第5項」に改め、同条第2項中「第47条」を「第47条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同条第4項中「2分の1」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条32項第3号ハ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第6条の2の7中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同条第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条を附則第6条の2の8とする。

附則第6条の2の6中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条を附則第6条の2の7とする。

附則第6条の2の5を削る。

附則第6条の2の4中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条を附則第6条の2の6とする。

附則第6条の2の3中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同条第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条を附則第6条の2の5とする。

附則第6条の2の2中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条を附則第6条の2の4とし、附則第6条の2の次に次の2条を加える。

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第6条の2の2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由

(高齢者サービス付き住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第6条の2の3 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について施行令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第6条の3の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第6条の4の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第6条の5の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第6条の6の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第6条の7（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第6条の8の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

附則第6条の9第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第18条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第18条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第22条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第18条の3（見出しを含む。）及び第18条の6中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第18条の7中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度か

ら平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例(次条第1項及び附則第4条において「新条例」という。)第47条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度藤井寺市一般会計
補正予算（第7号））

平成29年度藤井寺市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月17日提出

藤井寺市長 國下 和男

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度藤井寺市介護保険
特別会計補正予算（第6号））

平成29年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第6号）について、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処
分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月17日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第28号

工事請負契約の変更について

平成29年6月29日議決に係る市立藤井寺中学校施設整備工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年藤井寺市条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年5月17日提出

藤井寺市長 國下 和男

契約金額	変更前	2,023,424,280円
	変更後	2,033,512,560円
受注者	住所	大阪府中央区淡路町1丁目7番3号
	名称	日本建設株式会社 大阪支店
		執行役員支店長 畑 集司

提案理由

国からの通知等を受け、既設便所棟の外壁塗装材に含まれる石綿の解体撤去方法を変更する必要性が生じたため、工事内容の設計変更を行い、増額するものである。

議案第29号

藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年5月17日提出

藤井寺市長 國下 和男

足立 敦子

提案理由

現委員 杉本優子氏の平成30年6月15日任期満了による後任として任命するものである。

住所



足立敦子
生

略歴



